

奈良県中小企業団体中央会事業承継推進事業委託業務 企画提案仕様書

1. 委託事業名

奈良県中小企業団体中央会事業承継推進事業委託業務

(事業承継マニュアル作成(小企業者組合・非小企業者組合)、ヒアリング調査等)

※小企業者組合：常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人)以下の会社及び個人でその構成員の3/4以上で組織される組合

2. 事業目的及び概要

事業承継は、企業規模の大小や業種業態等を問わず、多くの中小企業者が直面している課題であり、全国中央会においても最重要課題の一つとして掲げる全国的な課題である。

令和元年度事業にて実施した事業承継推進事業の組合アンケート調査では、約6割の組合が組合員企業数の増減に事業承継の問題が深くかかわっていると感じる一方、若手経営者や後継者世代の活躍が、「組合の持続と発展」、「組合員企業の廃業の防止」等に大きく関わっていることも判明した。

また、令和2年度では、製造業及び小売業と業種・規模が異なる2つの組合の組合員を対象とした事業承継アンケート調査を実施し、共通的な課題・問題点だけでなく、異なった傾向や課題・問題点、ニーズなども存在することが判明した。

共通的な課題・問題点としては、以下の点などが挙げられる。

- ①事業承継支援制度の認知度・活用度の低さ
- ②事業承継支援専門機関の認知度・活用度の低さ
- ③組合の窓口相談機能の強化
- ④事業承継への早期の取組
- ⑤後継者育成への取組

また、小企業者組合(主に小売業など)については、組合員に個人事業者が多い傾向があり、下記のような課題・問題点、ニーズなどが挙げられる。

- ①円滑な親子間事業承継の促進
- ②自社の財務状況の把握(後継者世代)
- ③廃業予定組合員の顧客引継ぎ

非小企業者組合(主に製造業など)については、組合員に法人が多い傾向があり、下記のような課題・問題点、ニーズなどが挙げられる。

- ①相続遺留分問題
- ②従業員との関係づくり
- ③リスク管理の強化

こうしたことを踏まえ、組合が事業承継推進に向けて果たすべき役割や取組の方向性を明確にするとともに、全ての組合が活用できる規模別の事業承継マニュアル作成を行い、組合及び中央会による効果的な事業承継推進につなげていくことを目的とした事業であることに十分留意するものとする。

3. 委託業務の内容

(1) 事業承継マニュアル作成（小企業者組合・非小企業者組合）

組合の効果的な事業承継を推進するために「2. 事業目的及び概要」に掲げた小企業者組合・非小企業者組合の共通的課題・問題点や異なった傾向、課題・問題点、ニーズなどを踏まえて、今後の組合の役割や取組の方向性を明確にした規模別の事業承継マニュアル作成を行う。

なお、令和元年度・令和2年度の事業承継推アンケート調査結果については、中央会HPに掲載している。（下記参照）

○事業承継アンケート調査報告書（令和2年度、令和元年度）
中央会HPトップ⇒「奈良県中央会からのお知らせ（過去の掲載分）」
⇒「2020」⇒「事業承継に関するアンケート調査結果について」

※事業目的を達成するために必要と考えられる事業承継マニュアルの内容等について提案を求める。ただし、内容のとりまとめについては、委託事業者の決定後に奈良県中央会と協議の上決定するものとする。

(2) 組合員企業へのヒアリング調査

事業承継マニュアル作成のための調査として、小企業者組合及び非小企業組合の組合員企業それぞれ2社を対象に事業承継の実態等についてヒアリング調査を行う。

4. 委託事業実施スケジュール

- ・事業承継マニュアル内容の決定 令和3年8月上旬～8月中旬
- ・事業承継マニュアル作成 令和3年8月中旬～11月
- ・組合員企業へのヒアリング調査 令和3年9月～10月

5. 事業承継マニュアルのとりまとめ

事業承継マニュアルを作成し、令和3年12月10日（金）までに提出する。

6. 納入物

- ・事業承継マニュアル5部及びWindowsで読み取り可能な電子データ（CD-R等）

7. 納入場所

奈良県中小企業団体中央会

8. その他

本事業の実施にあたり本仕様書に定めるほか必要な事項等については、奈良県中央会の意向を尊重し協議の上決定するものとする。